

著作権で保護された著作物については、法に定められた範囲を理解し資料を使用する必要があります。

大学図書館でのコピー機による複製については、著作権法の「図書館等における複製（第三十一条）」に定められています。

図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。）の複製物を一人につき一部提供する場合
※著作権法「図書館等における複製（第三十一条第一項）」より抜粋（太字・傍線加工は図書館による）

①利用目的が調査研究であること ②著作物の一部分であること（全体の半分以下） ③一人一部

以上の条件を満たした場合、図書館内で複写ができます。複写をしたいときはかならず **複写申込書をお書きください。**

複写可能範囲

図書：その資料の半分以下

（短編集・論文集などは、それぞれを独立したひとつの著作物とみなすため、1 作品の中の半分以下）

* 事典は 1 項目が 1 著作物

（ただし 1 ページ以内は複写可：写り込みの許容）

雑誌：最新号を除き、バックナンバーは論文・記事全体の複写が可能。

※「大学が刊行する定期刊行物については、各大学図書館が受入した時点で「発行後相当期間」を経過したものとみなす」ため、大学紀要等は原則館内の最新号を複写できます。

楽譜：1 曲の半分以下

* 1 ページの楽譜は複写不可。

（楽譜、地図、画集、写真集は写り込みが許容されていません。）

×：楽譜の全ページを演奏目的で複写

×：パート譜の 1 パートを 1 曲すべて

○：調査・研究のため、一部分のみを一人一部コピーする。

図書館内でのコピーについてまとめると…

・ 調査・研究目的で

・ 著作物の一部分を

・ 一人につき一部

・ 著作権（左記）の範囲で

・ 複写申込書を記入の上

複写が可能です。コピー機をお使いの前に、一度確認してみてください。

※図書館のコピー機は図書館資料複製のために設置されています。私物の複写は他のコピー機をご利用ください。

参考になるサイト

「著作権制度に関する教材・講習会」：<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/index.html/>

（文化庁）

「楽譜のコピーに関する Q & A」：<https://www.cars-music-copyright.jp/qa.html>（楽譜コピー問題協議会）

著作権 調べ方のヒント

当館では、音楽著作権にかかわる資料を「7609」で分類しています。



図書館内の資料で知る

書名	ID	請求記号
音楽著作権法入門：日本音楽著作権協会（JASRAC）寄附講座報告書：国立音楽大学 2019（アポロ社, 2020 年）	010094354	7609/O65/094354
よくわかる音楽著作権ビジネス, 基礎編 6th edition /安藤和宏著（リットーミュージック, 2021 年）	010096424	7609/A47/096424
よくわかる音楽著作権ビジネス, 実践編 6th edition /安藤和宏著（リットーミュージック, 2021 年）	010096425	7609/A47/096425
現場で使える美術著作権ガイド改訂新版/甲野正道著；全国美術館会議編（美術出版社, 2019）	010093581	0212/Ko76/093581
「ケース研究」著作物の類似性判断, ビジュアルアート編 上野達弘, 前田哲男著（勁草書房, 2021）	010096117	0212/U45/096117
撮ってはいけない：知らないとあなたも犯罪者に!? スマホ時代のルールとマナー/飯野たから著（自由国民社, 2017 年）	010092443	0212/I27/092443

※著作権法については、021 や 7609（音楽著作権）に分類していますので、該当の番号の棚を見ると類書が見つかります。（資料に貼付けされている 3 段ラベルの、最上段の分類番号です）

※法改正については、最新情報を常に手に入れるため、即時性が高いインターネット等の手段と併用する必要があります。



インターネットで知る

※URL 確認 2022 年 10 月時点

サイト名	URL
文化庁 著作権のページ	https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/index.html 最新の法改正や著作権制度に関する情報等がチェックできます。
公益社団法人著作権情報センター	https://www.cric.or.jp/index.html Q&A や著作権データベース等のコンテンツがあります。
知財教材「デザイナーが身につけておくべき知財の基本」（特許庁）	https://www.jpo.go.jp/resources/report/kyozai/chizai_kyozai-designer-kihon.html デザイナー向けの知財権の教材が公開されています。



図書館外に欲しい資料がある

お探しの資料が当館にない場合は、他館から資料や資料の複写物を取り寄せることもできます。お気軽に、カウンターへお声がけください。